

改正

平成29年 3月22日告示第17号

令和 2年 7月 6日告示第77号

矢吹町ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、矢吹町がインターネット上に公開している矢吹町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱に関し必要な事項を定め、町ホームページの公共性、中立性及び品位を保持しつつ、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 町ホームページに掲載することができる広告は、バナー広告（町ホームページ内に広告の画像を貼り、広告主の指定するホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）にリンクするもの）とし、公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号に該当する広告は、掲載しない。

- (1) 町ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのある広告
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る広告
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係る広告
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (5) その他掲載する広告として町長が適当でないと思えたもの

3 前項の規定は、広告主ホームページの内容についても適用する。

(掲載の順位)

第3条 広告掲載の申し込みが多数の場合は、次の各号に定める順位に対応する当該各号の団体等を優先する。

- (1) 第1順位 公共交通機関、ガス会社、電力会社、報道機関、金融機関等公共性の高い私企業等
- (2) 第2順位 町内に店舗、事業所等を有する私企業等
- (3) 第3順位 前各号に該当しないもので、町長が認めたもの

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、町が指定した位置とする。

(掲載の期間等)

第5条 広告の掲載期間は1月単位とし、最長12箇月間連続して掲載できるものとする。この場合において、年度を超えての申請はできないものとする。

2 広告掲載期間中、町の都合により町ホームページを1日以上連続して閉鎖した場合は、閉鎖した日数に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、システム及び機器の定期保守によりホームページを閉鎖した場合は、広告掲載期間の延長を行わない。

(広告の掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠につき月額10,000円とする。

(広告の規格)

第7条 町ホームページに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地60ピクセル×左右180ピクセル
- (2) 画像形式 GIF形式
- (3) 容量 40KB以内

(掲載希望者の募集)

第8条 町は広報紙及び町ホームページにより広告掲載の希望者を公募するものとする。

2 広告掲載の希望者が募集枠に満たないときは、第3条に規定するものに対して、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の申込)

第9条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、矢吹町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込みがあった場合、町はその者に対して審査に必要な資料を求めることができる。

（掲載の決定）

第10条 町長は、前条第1項に規定する申込みを受けたときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、矢吹町ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告掲載の決定を受けた申込者は、広告掲載料を町の発行する納入通知書により、町長の指定する期日までに一括納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに電子データにより提出するものとする。

（広告主の責任）

第13条 掲載した広告の内容等に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

（掲載の取消）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

2 町長は、前項の規定により掲載決定を取り消したときは、矢吹町ホームページ広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の還付）

第15条 掲載決定後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

（審査会）

第16条 広告の掲載に関する事項を審査する機関として、矢吹町広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、企画総務課長、産業振興課長その他副町長が指名する者をもって充てる。

（審査会の会議）

第17条 審査会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

（会議結果の報告）

第18条 委員長は、審査会を行った場合は、その会議結果を速やかに町長に報告しなければならない。

（審査会の庶務）

第19条 審査会の庶務は、企画総務課において行う。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第17号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月6日告示第77号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

矢吹町ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

矢吹町長 様

申込者 住所（所在地）

氏名（名称又は代表者名）

⑩

電話

FAX

E-mail

担当者氏名

矢吹町ホームページに広告を掲載したいので、矢吹町ホームページ広告掲載取扱要綱第9条の規定により、広告の原稿を添えて、次のとおり申込みます。

なお、申込みにあたり、矢吹町ホームページ広告掲載取扱要綱の内容を承諾します。

| | |
|--------------------|--|
| 広告掲載希望期間 | 年 月 から 年 月（計 箇月） |
| 会社概要 及び 広告内容 | リンク先 <u>http://</u> _____ |
| 業 種 | |
| 広告データ受渡 | <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） |
| 《備 考》 | 受 付 |
| | |

矢吹町ホームページ広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

矢吹町長

矢吹町ホームページへの広告掲載について、矢吹町ホームページ広告掲載取扱要綱第10条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

| | |
|--------|--|
| 決定区分 | <input type="checkbox"/> 掲載します |
| | <input type="checkbox"/> 掲載しません 理由： |
| 広告掲載期間 | 年 月 から 年 月（計 箇月） |
| 広告料 | 広告料 円 納付期限（ 年 月 日） |

※町は、広告内容に関するトラブル等について、一切責任を負いません。

矢吹町ホームページ広告掲載取消通知書

年 月 日

様

矢吹町長

矢吹町ホームページへの広告掲載取消しについて、矢吹町ホームページ広告掲載取扱要綱第14条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

| | |
|------|-------------------------------|
| 決定事項 | <input type="checkbox"/> 掲載取消 |
|------|-------------------------------|

| | |
|------|--|
| 決定理由 | |
|------|--|